

# 金融・証券税制に関する意見

2010年6月

大和総研 制度調査部  
吉井 一洋

I .金融所得課税一体化

II .軽減税率

III .日本版ISAの位置づけ

IV .納税システム

# I .金融所得課税一体化

## ◇税率を一本化

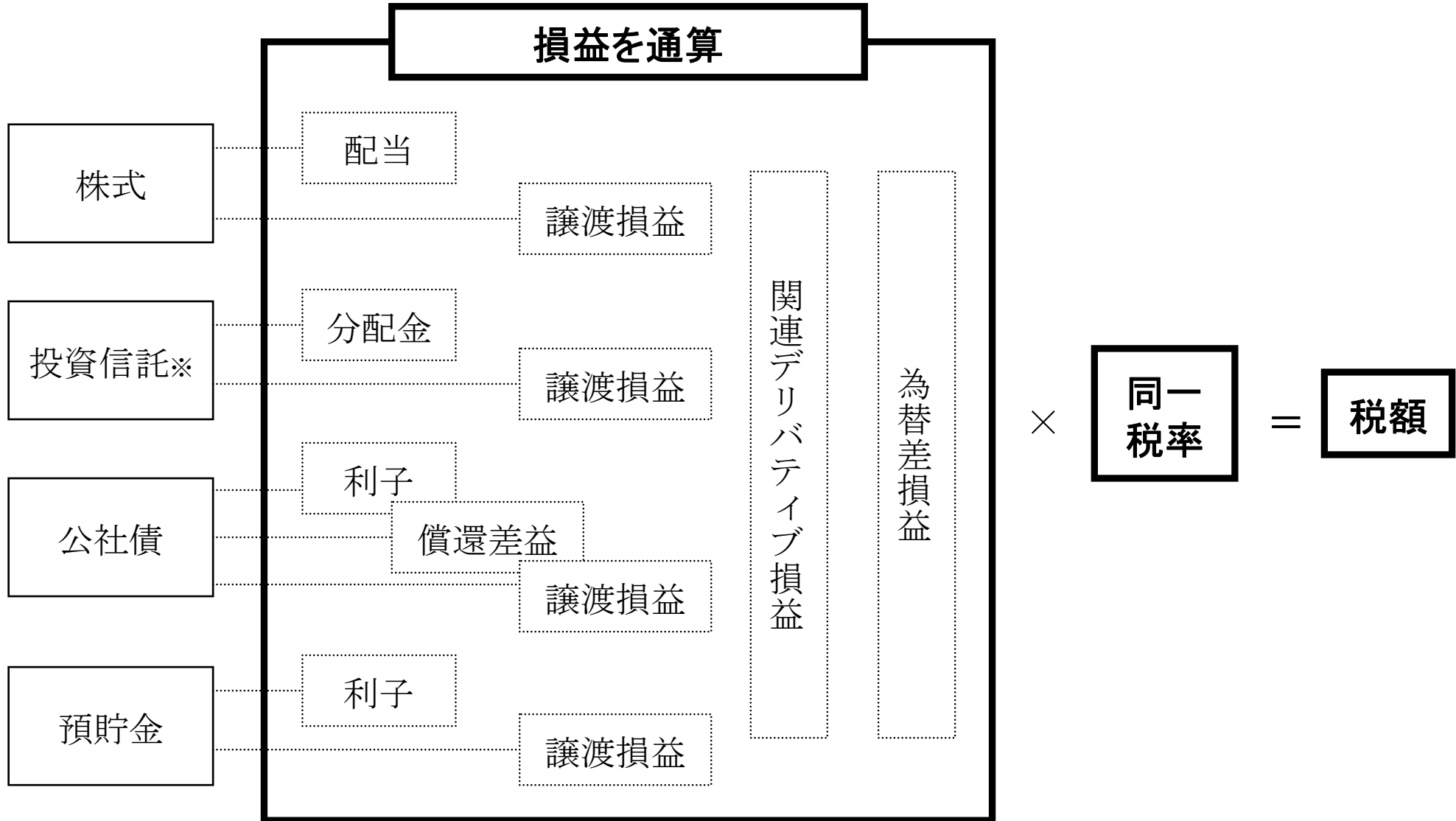
- ・簡素な税制
- ・所得の種類の変換による税率軽減防止

## ◇金融所得内での損益通算

- ・損失分の税負担軽減・・・国がリスクを分担  
⇒ リスクを負った投資の促進
- ・勤労所得等への波及を防止
- ・金融所得内での損益通算制限は？ ……参考資料1

制限した場合、利益は全額課税であることとバランスを欠く。  
限度額管理の困難さ(名寄せ等)

# 金融所得課税一体化イメージ図



## Ⅱ. 軽減税率

### (1) 政策税制としての側面

- ◇現状は、まだまだ低い個人のリスク資産保有比率
- ◇20%への税率引上げは中堅以下の層の投資に影響

### (2) 二重課税の調整⇒利子(間接金融)との差の解消

- ◇配当は法人・個人通じて二重に課税
- ◇株式譲渡益も内部留保反映部分は二重課税

※1 支出税論 ・利子は非課税、  
・安全利子率を超える譲渡益は通常課税

※2 長期保有優遇  
・政策目的としては可  
・租税理論的には困難(長期優遇は累進税率を前提、  
定率の分離課税においては論拠が乏しい)

## (1) 政策税制としての側面・・・参考資料2

◇わが国株式市場の現状

◇投資促進への期待

- 個人の自助努力による資産形成促進
- リスクマネーの供給により、企業の資金調達を直接金融にシフト

◇政策税制としての効果は？

- 中堅所得者層の株式保有増加

◇投資促進は、まだ未実現

- 個人金融資産は、預金・現金の比率が高い。
- 企業の資金調達・・・高い借入依存

◇一体化で代替できるか？

- 外国において、リスク資産に低い税率を適用してきた歴史的な事実  
⇒一体化の効果の検証・分析・周知等が必要

## ◇損益通算を完全に行い、税率を引き上げる場合の効果

### リスク削減・・・収益の分散が縮小

税引前

利益100、損失100



税引後(税率20%)

利益80、損失80

### リスク資産の税率引上げ

目標利益5% 非リスク資産の期待収益率2%(税引前)

リスク資産の期待収益率10%(税引前)

・非リスク資産の税率20%、リスク資産の税率10%の場合

⇒税引後の期待収益率は非リスク資産1.6%、リスク資産9%

⇒目標利益5%達成のため非リスク資産54%、リスク資産46%に投資

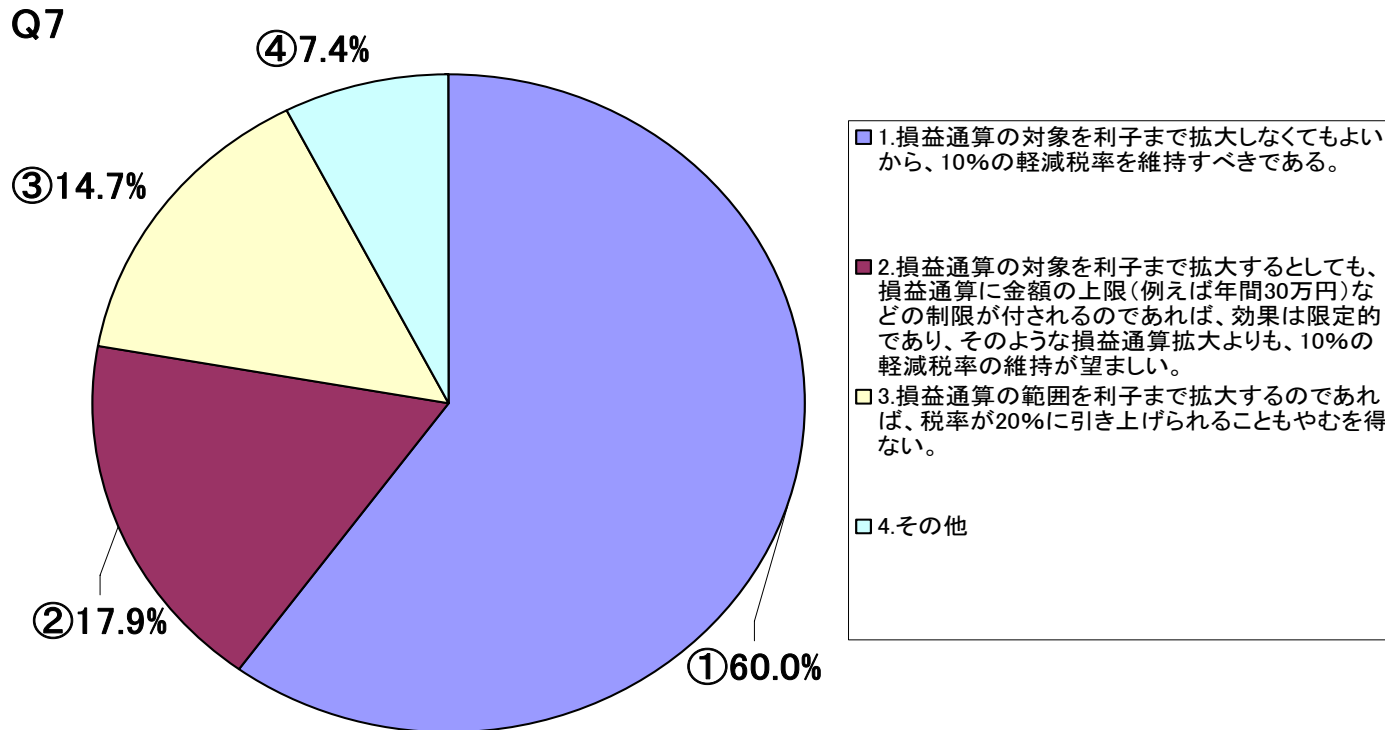
・非リスク資産の税率20%、リスク資産の税率20%の場合

⇒税引後の期待収益率は非リスク資産1.6%、リスク資産8%

⇒目標利益5%達成のため非リスク資産47%、リスク資産53%に投資

# CFP対象のアンケート調査 その1(2006.8)

**Q7** 現在、上場株式等や公募株式投資信託の譲渡損は、これらの譲渡益との間でのみ損益通算が可能です。もし仮に、損益通算の対象を公社債や預貯金の利子まで拡大するのであれば、利子に適用される税率が20%であることから、上場株式等や公募株式投資信託の10%の軽減税率維持は難しくなると思われます。公社債や預貯金の利子との損益通算と、上場株式等や公募株式投資信託の10%の軽減税率維持のいずれが望ましいとお考えですか？





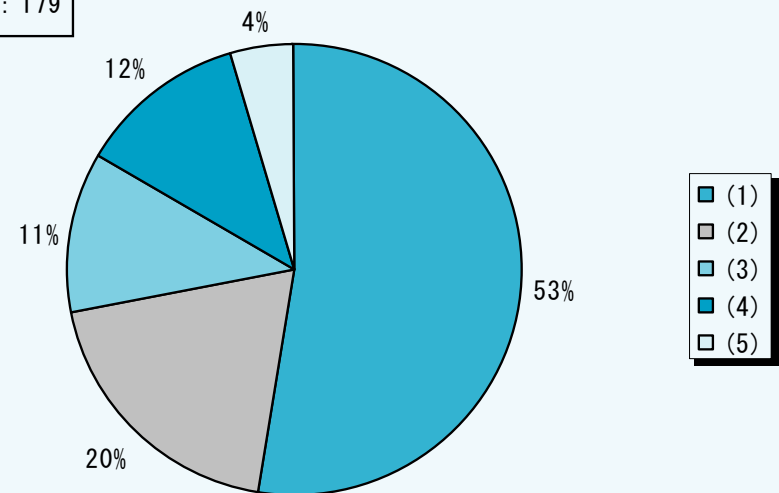
# CFP対象のアンケート調査 その2(2007.8)

## 8割超が軽減税率等の存続を希望

Q41 株式や公募株式投資信託などへの投資を促進する上で、今後の課税のあり方としていずれの方法が望ましいと思われますか(回答は一つ選択)。

- (1) 配当・分配金、譲渡益共に、10%の軽減税率の維持などの措置を維持する。
- (2) 配当・分配金については10%の軽減税率等の措置を適用し、譲渡損益は金融所得課税一体化の対象とする。
- (3) 譲渡益は10%の軽減税率等の措置を適用し、配当・分配金は金融所得課税一体化の対象とする。
- (4) 配当・分配金、譲渡益共に、金融所得課税の一体化の対象とし、税率を本則の20%とする。
- (5) その他

回答者数 : 179



# 個人投資家の証券投資に関する意識調査 (2010.6)

## 回答者

- ◎個人投資家(回答者)の46.5%は高齢者(60歳以上)
- ◎年収は70.7%が年収500万円未満
- ◎株式保有額は、100～300万円が30.0%、80.0%が500万円未満

## 損益通算の範囲の拡大

「わからない」が47.1%、「必要」が33.7%、「必要ない」が13.8%

## 上場株式等、公募株式投資信託の10%税率

- ◎67.3%が2011年末での期限切れを知らない。
- ◎売買益
  - :廃止により48.5%がマイナスの影響、影響が無いが17.4%、わからないが31.3%
- ◎配当・分配金
  - :廃止により57.7%がマイナスの影響、影響が無いが19.9%、わからないが27.6%

## 納税者番号制度

- ◎導入すべき 41.8%、導入すべきでない 18.1%、わからない37.6%

## (2) 二重課税の調整

### ① 法人・個人段階の二重課税(税率を20%に揃えた場合)

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 40%	0 (損金算入)	▲40 ( $100 \times 40\%$ )	▲40 ( $100 \times 40\%$ )
所得課税 20%	▲20 ( $100 \times 20\%$ )	▲12 ( $60 \times 20\%$ )	▲12 (譲渡益課税) ( $60 \times 20\%$ )
トータルの税率	20%	52%	52%
手取り	80	48	48

## ② 配当二重課税(利子との比較)

○ 法人の支払配当は、利子と異なり法人税の計算上損金算入不可

◇ 法人段階で課税対象

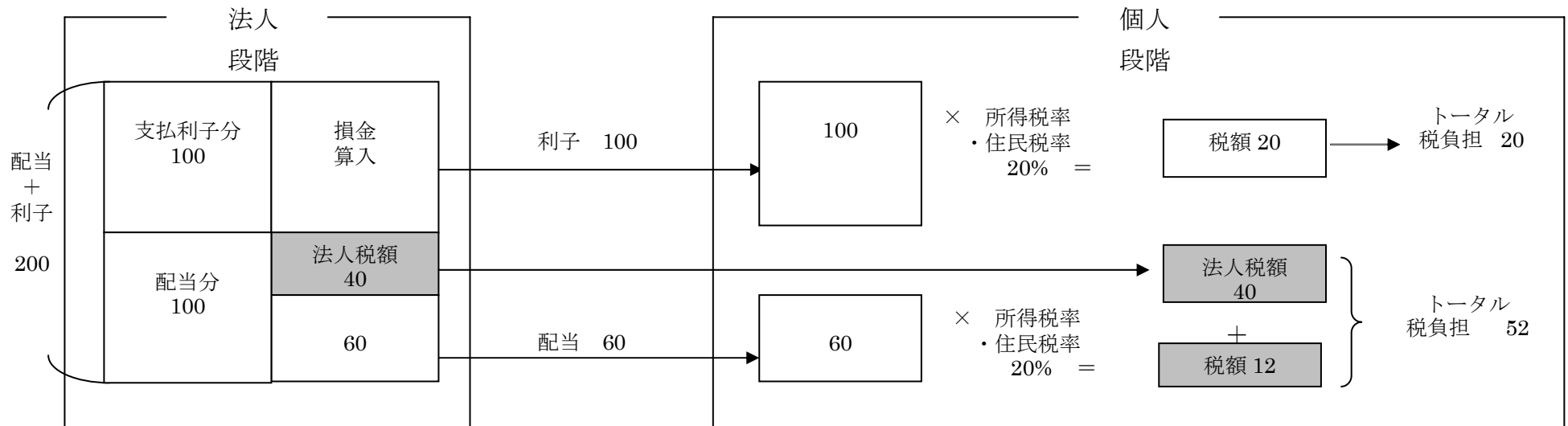
◇ 個人投資家が受け取った段階でも課税対象(二重課税の発生)。

○ 個人のトータルの税負担は、法人課税40%、所得課税20%と仮定して比較。

➤ 利子・・・法人0(損金算入) + 個人20 = トータル税負担 20

➤ 配当・・・法人40 + 個人12 = トータル税負担 52

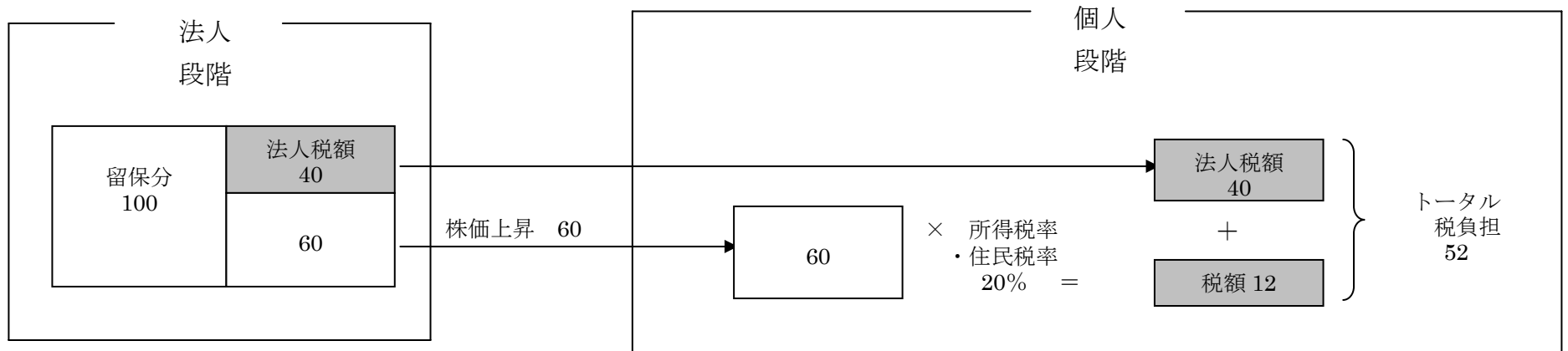
### 法人段階と個人段階の課税(利子・配当)



### ③譲渡益も二重課税

○譲渡益についても、配当と同様の二重課税の問題が生じる。

#### 法人段階と個人段階の課税(譲渡益)

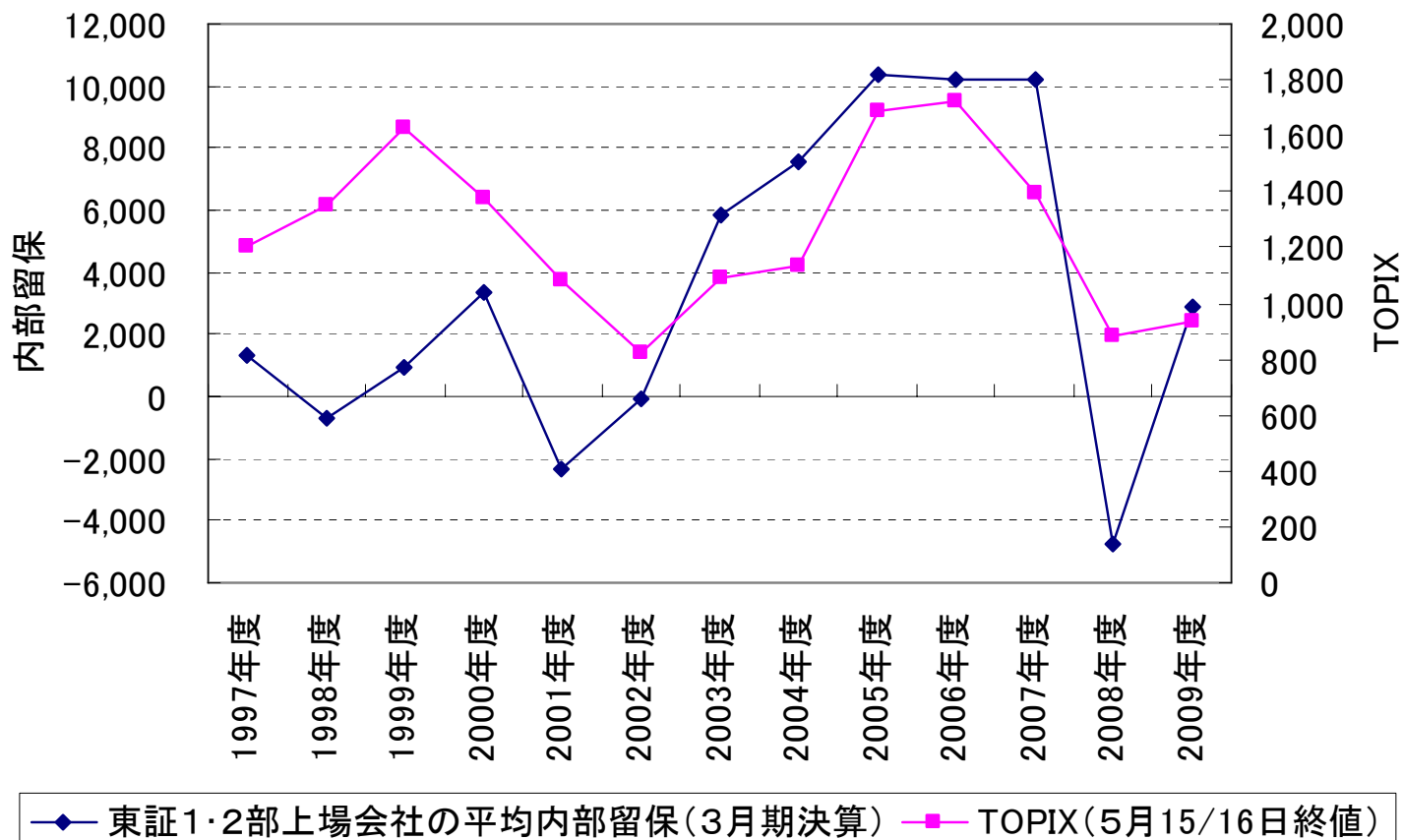


(注)税引き後の内部留保部分が全て株価上昇に反映されたものとしている。

◇米国の財務省報告等でも、留保所得の二重課税がとり上げられている。

◇ノルウェーは、かつて留保分の取得価額加算(RISK方式)で調整

法人の内部留保と株価の推移(97~09年度)



◇表面税率のみならず、金融商品間の実質的な中立性確保が必要

◇一体化との整合性を考えれば、法人段階での調整が本来望ましいがハードルは高い？

■支払配当損金算入(配当軽課)

・配当しか二重課税の調整ができない。・税収への影響

■ACE方式

・正常収益の算定が困難？ ・税収への影響？

■CBIT方式

・利子、配当、譲渡益非課税化は困難  
・利子の損金不算入・・・経済界の反対

## ◇代替案として、2分の1を課税対象、税率は20%

### ■配当・・・2分の1課税

- ・二重課税の緩和 ・一体化に伴う税率一本化(20%)に対応
- ・譲渡損益との損益通算可能
- ・複数税率よりは、特定口座での対応も容易
- ・個人投資家への心理的な効果大

### ■譲渡益も2分の1課税なら、譲渡損は2分の1を控除

- ・二重課税の緩和
- ・譲渡益による税負担と、譲渡損による税負担軽減効果のバランス確保

## ◇ただし、配当2分の1課税の問題点

- ・配当取り
- ・株式投資信託の取扱い



## 参考 2分の1課税(配当、内部留保) 法人実効税率30%

### ①法人・個人段階の二重課税(税率を20%に揃えた場合)

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 40%	0 (損金算入)	▲30 ( $100 \times 30\%$ )	▲30 ( $100 \times 30\%$ )
所得課税 20%	▲20 ( $100 \times 20\%$ )	▲7 ( $70 \times 1/2 \times 20\%$ )	▲7 (譲渡益課税) ( $70 \times 1/2 \times 20\%$ )
トータルの税率	20%	37%	37%
手取り	80	63	63

# Ⅲ.日本版ISAの位置づけ

◇10%税率の代替(激変緩和措置)      ◇時限的措置

◇コストとベネフィットは？

個人投資家の証券投資に関する意識調査

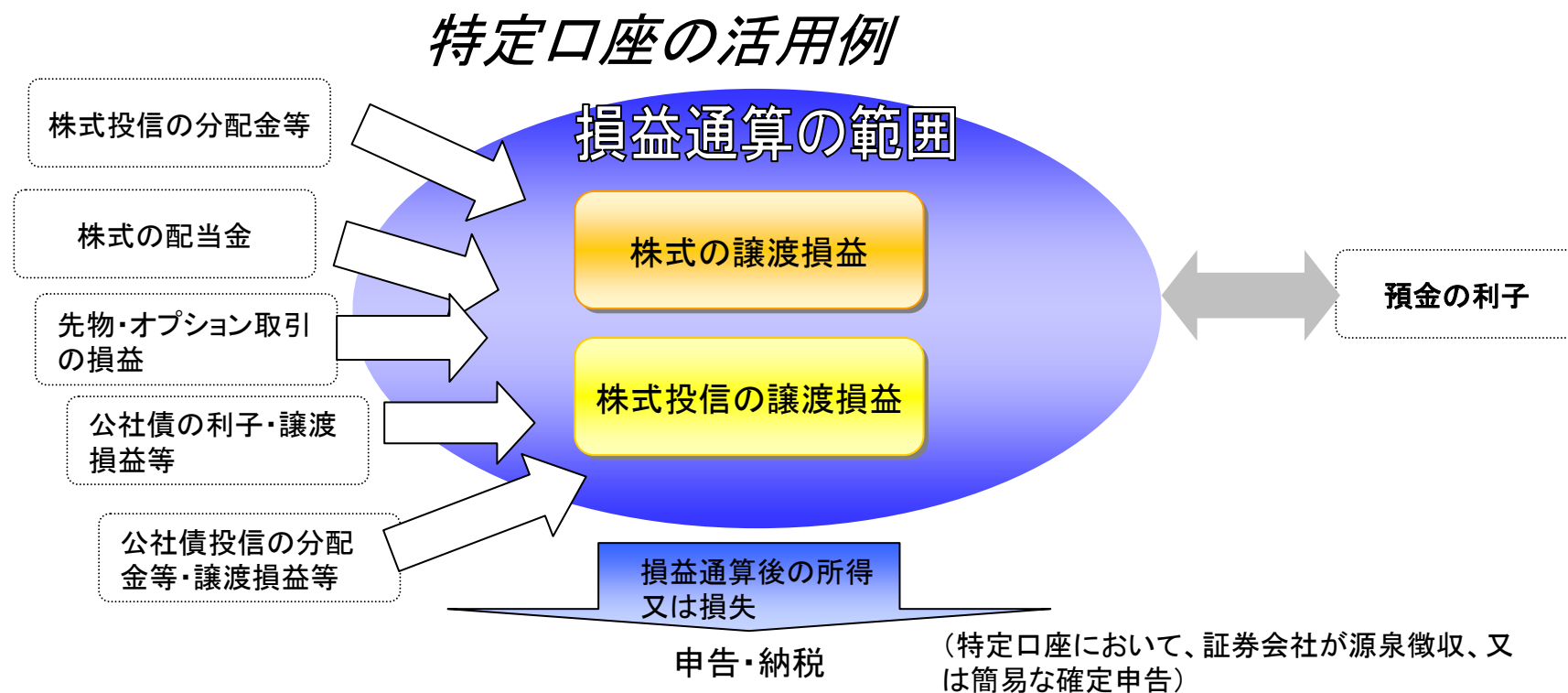
:利用したい 20.7、まあ利用したい 22.8%

	日本版ISA	緊急投資優遇措置
限度額	元本で300万円	元本で1000万円
投資期間	2012～14年	2001.11.30～2002.12末
非課税	配当・譲渡益	譲渡益
保有期間	最長10年	最長6年 譲渡は2005～2007年
専用システム	必要	不要

## IV.納税システム

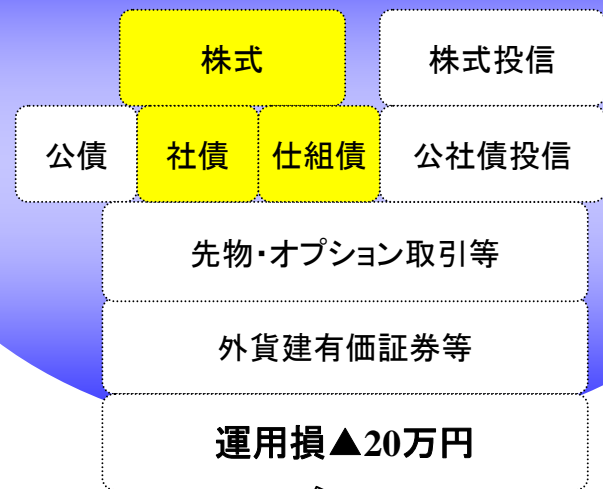
(1)原則は申告納税だが

(2)特定口座の活用が現実的



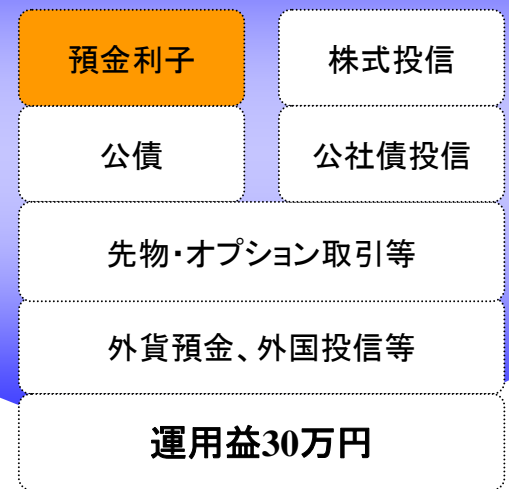
# 特定口座間の損益通算・・・現在は確定申告必要

## A証券会社の特定口座



運用損なので  
源泉徴収無し

## B銀行の特定口座



源泉徴収税6  
万円

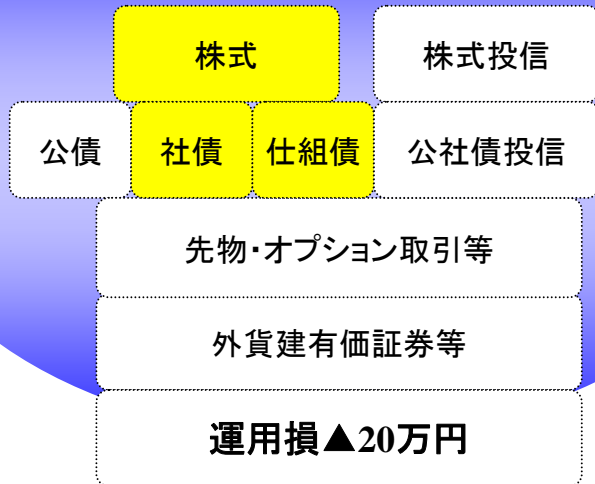
確定申告により  
損益通算

※税率は20%と仮定

税務当局  
(申告により還付4万円)

# 金融所得確認システム導入後の損益通算

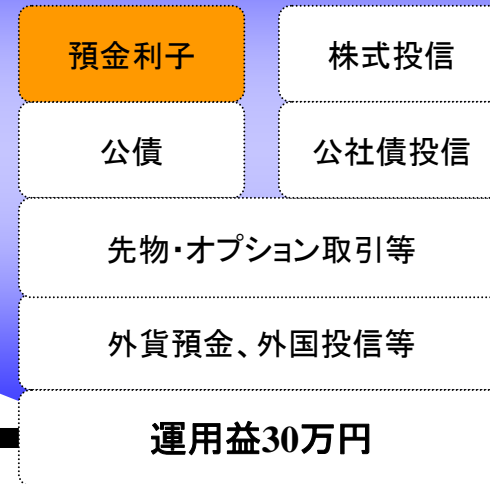
## A証券会社の特定口座



年間取引報告書等  
(社会保障番号付)

運用損なので  
源泉徴収無し

## B銀行の特定口座



年間取引報告書等  
(社会保障番号付)

源泉徴収税6  
万円

金融所得確認システム  
(税務当局内)  
名寄せして損益通算  
申告事務不要(還付4万円)

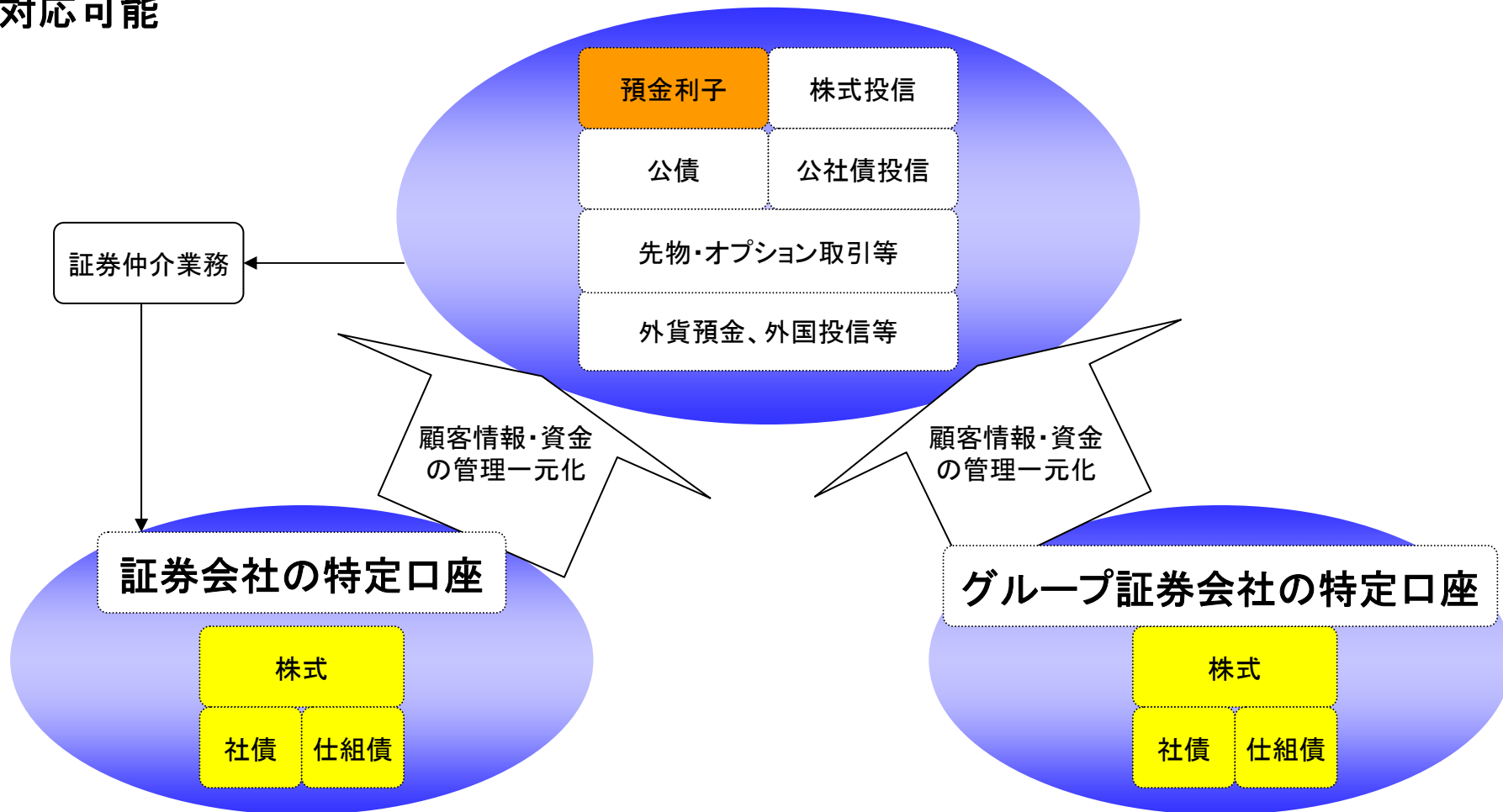
※税率は20%と仮定

# 参考1 金融コングロマリット内で集約する場合

金融コングロマリットのみ  
対応可能

## 銀行の特定口座

銀行の特定口座において、証券会社分も合わせて源泉徴収で納税完了

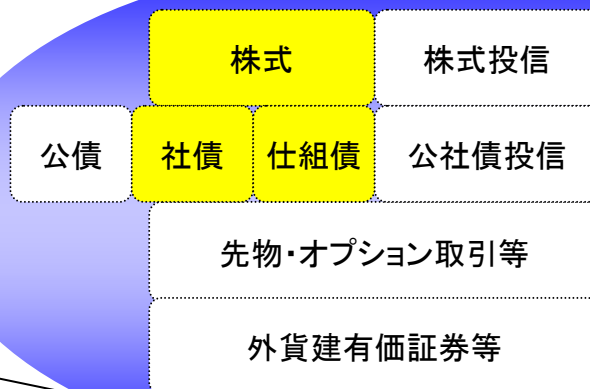


## 参考2 顧客指定の特定口座に取引データと納税資金を送付

業者間の顧客データ・  
資金の授受に伴うリスク

### 証券会社の特定口座

証券会社の特定口座において、  
銀行分も合わせて源泉徴収で納  
税完了



顧客情報・  
納税資金  
の送付

顧客情報・  
納税資金  
の送付

### 銀行の特定口座

預金利子

外貨預金

### グループ銀行の特定口座

預金利子

外貨預金